

配信課題Ⅲ-7(法規)

※禁無断転載・複製

※平成29年1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題しています。

※法令集は必ず最新版を使用して下さい。

問題 1

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 地域活動支援センターの用途に供する建築物は、「特殊建築物」である。
2. 建築物に設ける消火用の貯水槽は、「建築設備」である。
3. 断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比を、「有効細長比」という。
4. 構造耐力上主要な部分を耐火構造とした建築物は、「耐火建築物」である。

問題 2

面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の容積率を算定する場合、専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積を延べ面積に算入しないとする規定については、当該敷地内のすべての建築物の各階の床面積の合計の和の $\frac{1}{5}$ を限度として適用する。
2. 都市計画区域及び準都市計画区域以外であっても、所定の区域内においては、地方公共団体は、条例で、建築物の高さに関して必要な制限を定めることができる。
3. 建築物の地階にある倉庫と機械室の部分で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{6}$ である場合、その部分は建築物の階数に算入しない。
4. 建築物の容積率を算定する場合、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1m以下にあるものの住宅の用途に供する所定の部分の床面積を延べ面積に算入しないとする規定については、当該建築物の住宅の用途に供する所定の部分の床面積の合計の $\frac{1}{3}$ を限度として適用する。

問題 3

都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、**確認済証の交付を受ける必要がない**ものはどれか。ただし、防火地域、準防火地域又は建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 木造、延べ面積500㎡、高さ8 m、地上2階建ての共同住宅における、屋根の過半の修繕
2. 鉄骨造、延べ面積80㎡、平家建ての一戸建て住宅における、鉄骨造、床面積12㎡、平家建ての附属自動車車庫の増築
3. 商業地域内において、鉄筋コンクリート造、延べ面積300㎡、地上2階建ての診療所(患者の収容施設があるもの)の、大規模の修繕又は大規模の様様替を伴わない地域活動支援センターへの用途の変更
4. 遊園地に設ける回転運動をする遊戯施設のうち、原動機を使用するメリーゴーラウンドの築造

問題 4

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 都市計画区域内において、延べ面積200㎡、木造、地上2階建の助産所の屋根の過半を修繕する場合、確認済証の交付を受ける必要はない。
2. 特定行政庁は、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた場合において、当該建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該確認済証を交付した指定確認検査機関にその旨を通知しなければならない。
3. 特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、指定確認検査機関に対して、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料等の受取若しくは引渡しの状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況又は建築物に関する調査の状況に関する報告を求めることができる。
4. 鉄道事業者は、鉄道の線路敷地内において、延べ面積50㎡、鉄筋コンクリート造、地上2階建の運転保安に関する施設を新設する場合、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受ける必要はない。

問題 5

次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。

1. 集会場における高さ1 m、幅4 mの客用の階段に代わる傾斜路について、その中間に手すりを設けなかった。
2. 小学校における児童用の高さ3.9mの直階段の踊場の踏幅を、1.4mとした。
3. 高等学校における昇降機機械室用階段のけあげを、23cmとした。
4. 共同住宅における幅90cmの回り階段である共用の屋外階段について、その踏面の寸法を、踏面の狭い方の端から30cmの位置において、18cmとした。

問題 6

防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 主要構造部を準耐火構造とした建築物で、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたものについては、特別避難階段の階段室の天井及び壁の室内に面する部分の仕上げ及びその下地を、準不燃材料とすることができる。
2. 主要構造部が、耐火性能検証法により耐火建築物の主要構造部の耐火に関する性能を有することが確かめられたものであり、かつ、当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備が、防火区画検証法により開口部設備の火災時における遮炎に関する性能を有することが確かめられたものである建築物に対する防火区画等関係規定の適用については、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなす。
3. 不燃材料として、建築物の外部の仕上げに用いる建築材料が適合すべき不燃性能に関する技術的基準は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間、「燃焼しないものであること」及び「防火上有害な変形、熔融、き裂その他の損傷を生じないものであること」である。

4. 防火構造として、建築物の軒裏の構造が適合すべき防火性能に関する技術的基準は、軒裏に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることである。

問題 7

防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。
ただし、避難階は1階とし、屋上広場はないものとする。

1. 各階を物品販売業を営む店舗の用途に供する地上4階建ての建築物(各階の床面積が400㎡)において、各階における避難階段の幅の合計を3.0mとした。
2. 主要構造部を耐火構造とした地上3階建ての共同住宅において、各階に住戸(居室の床面積が50㎡)が5戸あるので、各階に避難上有効なバルコニーを設け、2の直通階段を設けた。
3. 各階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられた地上20階建ての共同住宅において、最上階の住戸から地上に通ずる廊下及び特別避難階段の天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、その下地を準不燃材料で造った。
4. 主要構造部を不燃材料で造った地上15階建ての建築物において、全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたので、床面積の合計200㎡以内ごとに耐火構造の床及び壁により区画した。

問題 8

防火区画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、主要構造部については、「耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準」に適合していないものとする。また、避難上の安全の検証は行われていないものとする。

1. 延べ面積がそれぞれ200㎡を超える建築物で耐火建築物以外のもの相互を連絡する渡り廊下で、その小屋組が木造であり、かつ、けた行が4mを超えるものは、小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。
2. 防火地域内においては、地上12階建の事務所の11階の部分で、床面積の合が300㎡のものは、原則として、床面積の合計100㎡以内ごとに防火区画しなければならない。
3. 地上15階建の事務所の15階の部分(床面積の合計100㎡以内ごとに防火区画すべきものとする。)において、冷房設備の風道が当該防火区画を貫通する場合においては、原則として、当該風道の当該区画を貫通する部分又はこれに近接する部分には、所定の性能を有する特定防火設備を設けなければならない。
4. 1階及び2階を物品販売業を営む店舗(当該用途に供する部分の床面積の合計が5,000㎡)とし、3階以上の部分を事務所とする10階建の建築物においては、当該店舗部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。

問題 9

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 事務所の用途に供する建築物において、火を使用する設備又は器具として、発熱量の合計が6kWの**こんろ**(密閉式燃焼器具等であるものを除く。)を設けた調理室で換気上有効な開口部を設けたものには、換気設備を設けなくてもよい。
2. 高さ31mをこえる建築物であっても、高さ31mをこえる部分の各階の床面積の合計が500㎡以下のものには、非常用の昇降機を設けなくてもよい。

3. 建築物に設けるエレベーターで、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のもののうち、それぞれ昇降路、制御器又は安全装置について安全上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものの昇降路については、出入口の床先とかごの床先との水平距離は、4 cmをこえることができる。
4. 地階を除く階数が11以上である建築物の屋上に設ける冷房のための冷却塔設備であっても、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合においては、主要な部分を不燃材料以外の材料で造ることができる。

問題 10

耐火建築物等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 延べ面積が3,000㎡を超える建築物で、所定の基準に適合するものは、主要構造部に木材を用いることができる。
2. 準耐火建築物としなければならない建築物で、所定の基準に適合するものは、その主要構造部を不燃材料で造ることができる。
3. 防火地域及び準防火地域以外の区域内における主階が2階にある地上2階建ての劇場で、客席の部分の床面積の合計が180㎡のものは、耐火建築物以外の建築物とすることはできない。
4. 準防火地域内における延べ面積1,000㎡、地上3階建ての映画スタジオ（各階を当該用途に供するもの）は、耐火建築物としなければならない。

問題 1 1

構造耐力の規定に関して建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている既存建築物について、増築又は大規模の模様替を行う際の構造耐力の規定の適用について、建築基準法上、**誤っている**ものは、次のうちどれか。ただし、建築物の高さは31m以下であるものとする。

1. 基準時の延べ面積が2,000㎡の耐久性等関係規定に適合していない図書館に、床面積1,200㎡の増築を行う場合は、既存の図書館の部分にも現行の構造耐力の規定が適用される。
2. 基準時の延べ面積が1,400㎡の事務所に、床面積60㎡の昇降機棟の増築を行う場合は、増築に係る部分が現行の構造耐力の規定に適合し、かつ、既存の事務所の部分の構造耐力上の危険性が增大しない構造方法とすれば、既存の事務所の部分に現行の構造耐力の規定は適用されない。
3. 基準時の延べ面積が1,500㎡の共同住宅において、構造耐力上の危険性が增大しない大規模の模様替を行う場合は、当該共同住宅には現行の構造耐力の規定は適用されない。
4. 事務所と物品販売業を営む店舗とが構造耐力の規定の適用上一の建築物であっても、各用途の建築物の部分がエキスパンションジョイントのみで接している場合、物品販売業を営む店舗の建築物の部分において増築を行うときには、事務所の建築物の部分には現行の構造耐力の規定は適用されない。

問題 1 2

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、保有水平耐力計算若しくは限界耐力計算(これらと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を含む。)、又は超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための国土交通大臣が定める基準に従った構造計算は行わないものとする。

1. 鉄骨造の建築物の構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、接合される鋼材がステンレス鋼であるときは、原則として、高力ボルト接合、溶接接合又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法によらなければならない。

2. 組積造のべいの基礎の根入れの深さは、原則として、20cm以上としなければならない。
3. 高さが5mの鉄筋コンクリート造の建築物において、柱及びはり(基礎ばりを除く。)の出すみ部分に使用する異形鉄筋の末端は、原則として、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。
4. 高さが31mの建築物の許容応力度等計算をするに当たっては、原則として、保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であることを確かめなければならない。

問題 13

建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 高さ45mの鉄筋コンクリート造の建築物の地上部分について、保有水平耐力計算を行う場合、各階の層間変形角が所定の数値以内であることを確かめなければならない。
2. 鉄骨造の建築物において、限界耐力計算によって安全性が確かめられた場合、柱以外の構造耐力上主要な部分である鋼材の圧縮材の有効細長比は、250以下としなくてもよい。
3. 限界耐力計算を行う場合、構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期(常時及び積雪時)及び短期(積雪時、暴風時及び地震時)の各応力度が、それぞれ長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめなければならない。
4. 許容応力度等計算を行う場合、建築物の地上部分については、各階の剛性率が、それぞれ $\frac{6}{10}$ 以上であることを確かめなければならない。

問題 14

都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 私道の変更によって、その道路に接する敷地が「敷地等と道路との関係」の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更を禁止し、又は制限することができる。
2. 特定行政庁は、街区内における建築物の位置を整えその環境の向上を図るために必要があると認め、建築審査会の同意を得て、壁面線を指定する場合においては、あらかじめ、その指定に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。
3. 都市再開発法による新設の事業計画のある幅員 6 m の道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものを建築基準法上の道路とする場合は、建築審査会の同意を得なければならない。
4. 地方公共団体は、特殊建築物の敷地が接しなければならない道路の幅員について、避難又は通行の安全の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、必要な制限を付加することができる。

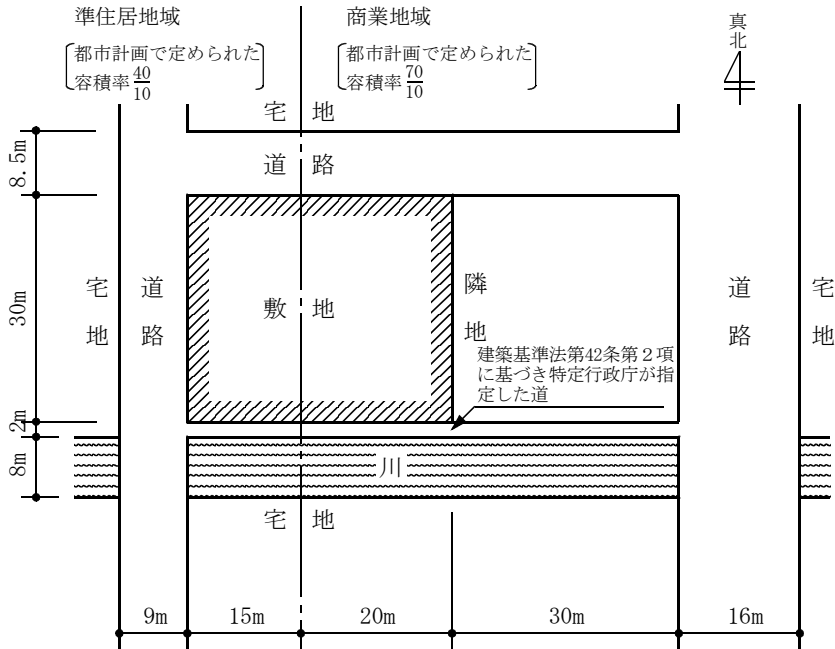
問題 15

都市計画区域内における次の建築物のうち、建築基準法上、**新築してはならない**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。また、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとする。

1. 第一種住居地域内の「延べ面積4,000㎡、地上4階建てのホテル」
2. 近隣商業地域内の「客席の部分の床面積の合計が300㎡、地上2階建ての映画館」
3. 商業地域内の「1万個の電気雷管の貯蔵に供する平家建ての倉庫」
4. 工業専用地域内の「延べ面積300㎡、地上2階建ての診療所」

問題 16

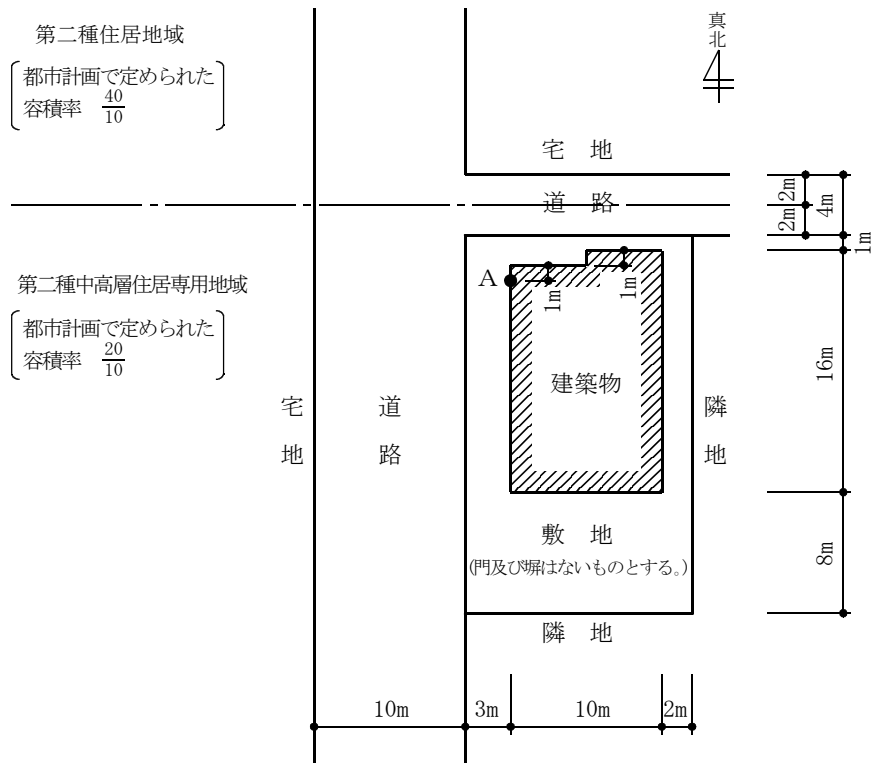
図のような敷地において、建築基準法上、**新築することができる建築物の延べ面積の最大**のものは、次のうちどれか。ただし、建築物には、住宅及び老人ホーム等、自動車車庫等の用途に供する部分、エレベーターの昇降路の部分はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとする。



1. 4,536 m²
2. 5,208 m²
3. 5,292 m²
4. 5,394 m²

問題 17

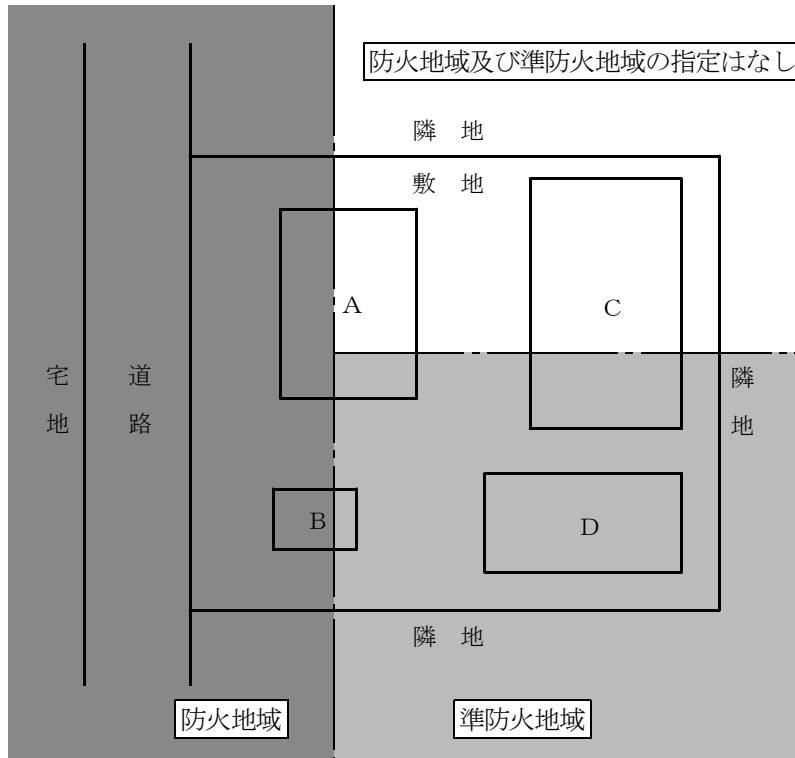
図のように、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの**建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、隣地及び道路との高低差はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁による指定等はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、すべての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



1. 16.25 m
2. 17.50 m
3. 18.75 m
4. 20.00 m

問題 18

図のような敷地に、用途上不可分の関係にあるA～Dの建築物を新築する場合、建築基準法上、**誤っている**ものは、次のうちどれか。ただし、いずれの建築物も防火壁を設けていないものとし、建築物に附属する門又は塀はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等の制限については考慮しないものとし、危険物の貯蔵等を行わないものとする。



- A：延べ面積500㎡、地上2階建ての事務所棟
B：延べ面積60㎡、平家建ての自動車車庫棟
C：延べ面積1,500㎡、地下1階、地上3階建ての事務所棟
D：延べ面積400㎡、地上2階建ての事務所棟

1. Aは、耐火建築物としなければならない。
2. Bは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
3. Cは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
4. Dは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

問題 19

地区計画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 地区計画の区域のうち再開発等促進区で地区整備計画が定められている区域のうち建築物の容積率の最高限度が定められている区域内においては、市町村が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については、建築基準法第52条の規定は、適用しない。
2. 建築主事を置かない市町村であっても、地区計画等の区域(地区整備計画等が定められている区域に限る。)内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、市町村の条例で、これらに関する制限として定めることができる。
3. 地区計画等の区域(地区整備計画等が定められている区域に限る。)内において、市町村の条例で定める建築物の高さの最高限度は、地階を除く階数が2である建築物の通常の高さを下回らない数値でなければならない。
4. 地区計画等の区域(地区整備計画等が定められている区域に限る。)内において、市町村の条例で定める壁面の位置の制限は、建築物の壁若しくはこれに代わる柱の位置の制限又は当該制限と併せて定められた建築物に附属する門若しくは塀で高さ2 mを超えるものの位置の制限でなければならない。

問題 20

地上2階建、延べ面積1,000㎡の建築物である自動車車庫の建築に関する次の記述のうち、建築基準法上、**正しい**ものはどれか。

1. 第二種住居地域内において、延べ面積が1,000㎡の水泳場(「自動車車庫の部分」及び「附属する工作物」を有していないもの)に附属し、これと同一敷地内に建築する場合は、特定行政庁の許可を要しない。
2. 第二種低層住居専用地域内において、延べ面積2,000㎡の共同住宅(「自動車車庫の部分」及び「附属する工作物」を有していないもの)に附属し、これと同一敷地内に建築する場合は、特定行政庁の許可を要しない。

3. 避難上の安全の検証が行われていない場合、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、原則として、不燃材料としなければならない。
4. 同一敷地内にある他の建築物に附属して建築する場合、容積率の算定に当たっては、当該自動車車庫の床面積のうち、当該敷地内の各建築物の床面積の合計の $\frac{1}{4}$ を限度として算入しないことができる。

問題 2 1

制限等の緩和に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の当該建築物の延べ面積に対する割合が、著しく大きい場合においては、特定行政庁が許可したものについては、許可の範囲内で、規定による容積率の限度を超えることができる。
2. 地方公共団体は、国土交通大臣の承認を得て、条例で、特別用途地区内における用途地域による建築物の用途制限を緩和することができる。
3. 建築物の容積率を算定する際、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ 1 m 以下にあるものの老人ホームの用途に供する部分の床面積は、当該建築物の老人ホームの用途に供する部分の床面積の合計の $\frac{1}{4}$ を限度として延べ面積に算入しない。
4. 都市計画において定められた建ぺい率の限度が $\frac{8}{10}$ とされている準住居地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物については、建築物の建ぺい率の制限は適用されない。

問題 2 2

次の記述のうち、建築基準法又は建築士法に**適合している**ものはどれか。

1. 準防火地域内における建築物の外壁の延焼のおそれのある部分に国土交通大臣による構造方法等の認定を受けた防火設備を用いようとして、製造業者に発注したところ、用いられている部材の形状が認定された仕様と異なっていたが、認定を受けた構造方法等の軽微な変更であったので、当該変更に係る認定を受けずにそのまま施工した。
2. 既に建築確認を受けた建築物の計画の変更をすることとなったが、建築物の階数が減少する場合における建築物の階数の変更であり、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであったので、当該計画の変更に係る建築確認の申請を行わなかった。
3. 建築基準法第20条第1項第一号の基準に適合する建築物として国土交通大臣による構造方法等の認定を受けた建築物の計画を変更することとなったが、認定を受けた構造方法等の軽微な変更であったので、当該変更に係る認定を受けずに、完了検査申請時に軽微な変更説明書を添付した。
4. 構造設計一級建築士に保有水平耐力計算が必要な高さ60mの建築物の構造設計を依頼したところ、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書の交付を受けたので、構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示がされていなかったが、当該構造設計図書により建築確認の申請を行った。

問題 2 3

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「設計」とは、その者の責任において設計図書を作成することをいい、「構造設計」とは構造設計図書の設計を、「設備設計」とは設備設計図書の設計をいう。
2. 「工事監理」とは、その者の責任において、建築工事の指導監督を行うとともに、当該工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。

3. 設備設計一級建築士は、設備設計以外の設計を含めた、建築物の設計を行うことができる。
4. 建築士事務所に属する構造設計一級建築士は、一級建築士定期講習と構造設計一級建築士定期講習の両方を受けなければならない。

問題 2 4

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者は、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事に係る設計の業務については、委託者の許諾を得た場合においても、一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。
2. 建築士事務所の開設者が、他の建築士事務所の開設者から設計の業務の一部を受託する設計受託契約を締結したときは、原則として、遅滞なく、所定の事項を記載した書面を委託者である建築士事務所の開設者に交付しなければならない。
3. 建築士事務所の開設者が建築主との設計受託契約の締結に先だって管理建築士等に重要事項の説明を行わせる際に、管理建築士等は、当該建築主に対し、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければならない。
4. 建築士事務所を開設しようとする者は、設計等の業務範囲が複数の都道府県にわたる場合には、当該建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事及び業務範囲に係るそれぞれの都道府県知事の登録を受けなければならない。

問題 2 5

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者と管理建築士とが異なる場合においては、その開設者は、管理建築士から建築士事務所の業務に係る所定の技術的事項に関し、必要な意見が述べられた場合には、その意見を尊重しなければならない。
2. 建築士事務所に属する者で建築士でないものが、その属する建築士事務所の業務として、建築士でなければできない建築物の設計又は工事監理をしたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。
3. 建築士は、延べ面積が2,000㎡を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、設備設計一級建築士の意見を聴かななければならない。
4. 建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

問題 2 6

都市計画に関する次の記述のうち、都市計画法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 市街化調整区域内において、病院の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡のものは、都道府県知事(指定都市等の区域内にあっては、当該指定都市等の長)の許可を受ける必要がない。
2. 2以上の都府県の区域にわたる都市計画区域は、国土交通大臣が、あらかじめ、関係都府県の意見を聴いて指定するものとされている。
3. 市街化調整区域については、原則として、用途地域を定めないとされている。
4. 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、当該開発行為に関する工事が完了した旨の公告があるまでの間は、原則として、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。

問題 27

次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、建築物はいずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵及び取扱いは行わないものとする。

1. 主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とした延べ面積 $1,000\text{m}^2$ 、地上3階建ての映画館については、原則として、屋内消火栓設備を設置しなければならない。
2. 地上5階建て、かつ、収容人員が100人の飲食店で、その管理について権原が分かれているもののうち消防長等が指定するものの管理について権原を有する者は、統括防火管理者を協議して定め、当該飲食店の全体についての消防計画の作成等防火管理上必要な業務を行わせなければならない。
3. 延べ面積 $1,500\text{m}^2$ 、地上2階建ての特別養護老人ホームで、火災発生時の延焼を抑制する機能として所定の構造を有しないものは、原則として、スプリンクラー設備を設置しなければならない。
4. 百貨店及び飲食店の用途に供する部分を有する複合用途防火対象物の地階で、その床面積の合計が $1,000\text{m}^2$ （百貨店及び飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が 600m^2 ）であるものは、原則として、ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない。

問題 28

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 既存の特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが所定の基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該特定建築物に対する建築基準法の一部の規定の適用について、当該エレベーターの構造は耐火構造とみなす。
2. 所管行政庁は、一定の規模以上の新築特別特定建築物について、特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合義務に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
3. 建築物特定施設(建築基準法第52条第6項に規定する昇降機を除く。)の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい事務所で、主務大臣が定める所定の基準に適合するものについては、特定行政庁の許可の範囲内において、建築基準法の所定の規定による容積率の限度を超えるものとするができる。
4. 建築主等が、特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を申請しようとする場合には、あらかじめ、建築基準法に基づく確認済証の交付を受けなければならない。

問題 29

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 賃貸の共同住宅(床面積の合計が1,000㎡、地上3階建てのもの)であって特定既存耐震不適格建築物であるものの所有者は、当該共同住宅について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならない。

2. 所管行政庁は、認定事業者が認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
3. 建築物の耐震改修をしようとする者は、特定既存耐震不適格建築物に限り、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
4. 耐震改修支援センターは、認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けに係る債務の保証をする業務を行う。

問題 30

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「宅地建物取引業法」に基づき、宅地建物取引業者は、建物の売買の相手方等に対して、その契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、所定の事項を記載した書面等を交付して説明をさせなければならない。
2. 「駐車場法」に基づき、商業地域内において、延べ面積が2,000㎡以上の建築物を新築しようとする場合は、同法による条例により、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならないことがある。
3. 「都市計画法」に基づき、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人は、所定の土地の区域について、都道府県に対し、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更を提案することができる。
4. 「浄化槽法」に基づき、浄化槽管理者等は、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、都道府県知事から、必要な助言、指導又は勧告を受けることがある。